

整備基準(案) 建築物(小規模建築物)

整備項目	経路	整備基準(小規模建築物)
1 出入口		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、次に掲げるものでなければならない。ただし、直接地上へ通ずる出入口、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)の出入口及び便所(2に掲げたものに限る)の出入口に限る。
		(1) 幅は、80cm以上とすること。
		(2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造、その他やむを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であればこの限りでない。
		(3) 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。(ただし、上下階の移動に係る部分はこの限りでない。)
2 便所		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上に、車いす使用者が利用することができる次に掲げる構造の便所を、1以上設けること。
		(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
		(2) 車いす使用者が利用することができるような空間であること。
		(3) 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。(ただし、上下階の移動に係る部分はこの限りでない。)
3 敷地内の通路		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路(道又は公園、広場その他の空地から1の項「出入口」に定める基準を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る)は、1以上を次に掲げるものとしなければならない。
		(1) 幅は、120cm以上とすること。
		(2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、以下のいずれかに該当する場合はその限りでない。
		(ア) 傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機を併設する場合
		(イ) 敷地の状況、施設の構造、その他やむを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能である場合

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第5条(別添資料5参照)に定める特別特定建築物以外の建築物については、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。